

## 仕様書

### 1 委託業務名

平成30年度手ぶら観光情報の発信業務の委託

＊「手ぶら観光」とは、旅行者等の荷物を配送施設に預ける、または宿泊施設等に配送依頼することで、身軽な状態で本市観光を楽しむことを表します。

### 2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時にはコンテンツ媒体を変更することも想定している。

### 3 委託期間

委託の日から平成31年3月31日まで

### 4 委託金額の上限

9,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 5 委託業務の詳細

#### (1) コンテンツの制作方針

①「思わず見て(聞いて)しまう」「誰かに紹介したくなる」「京都らしい」一方で、行政らしからぬ、斬新な切り口で本市の「手ぶら観光」の便利さをわかり易く周知出来るように表現すること。

#### ②複合的な媒体の活用による相乗効果の創出

WEBコンテンツ（動画配信、ランディングページ等）を軸に、拠点施設映像、フェイスブック・ツイッター等のSNS、インターネットテレビ、雑誌等で媒体毎のターゲット層に応じたコンテンツを発信し、情報拡散を図ること。

#### ③年間を通じた戦略的な展開および京都ファンの創造

- ・効果的に情報を発信するために、年間を通じて戦略的な展開を考えること
- ・「手ぶら観光」を通じて新たな京都ファンを獲得することを目指すこと。

④作成コンテンツに「宿泊税」を財源として実施している事業であることを明記すること。

#### (2) ターゲット

ターゲットは、荷物が多くなる旅行者（特に京都観光総合調査における来日者数上位国からの旅行者）を想定し、年齢層は問わないものの、主にツアーでは

なく個人旅行を主とする層をメインとする。

### (3) コンテンツの制作内容

#### ① 手ぶら観光周知動画制作

##### (ア) 制作内容

- ・少なくとも、英語・繁体字・簡体字に対応した動画を作成すること。(ただし前述を含む言語数を超える提案については積極的に評価する)
- ・制作本数・時間は、文化の違いや周知手法等により見る内容(媒体)が変わる場合に応じた制作をすること。
- ・本市の指示に基づいてPR映像を制作すること。具体的なテーマとその数については、契約締結後に、受託者からの提案に基づいて決定する。
- ・PR映像は、実写・アニメーションを問わない。
- ・一部については、例えば短縮版と正式版、本編と番外編のように、流用しても差し支えない。
- ・出演者(主演・エキストラ等を含む)の調整を行うこと。
- ・アクセシビリティに配慮し、日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針-第3部:コンテンツ」の等級AAに準拠すること。
- ・契約期間終了時に、制作した全動画データはDVD等のメディアで提出すること。

##### (イ) 情報拡散手法

- ・インターネットによる拡散にとどまらず、海外にある実施設(例えば海外の支店等)でも放映を行うこと。
- ・支店等施設は国内に留まらず、海外支店施設等の放映も提案すること。少なくとも海外5カ国での放映を目指すこと。
- ・上記以外にインフルエンサーを使用する等の周知方法を、自由に提案すること。

(例) ユーチューバー等と連携した10秒動画の毎週更新

- ・想定動画再生回数および、その再生回数を達成するための具体的な戦略を提案すること。

#### ② 動画以外の手ぶら観光周知コンテンツ(ホームページ、雑誌等)

##### (ア) 制作内容

- ・国内旅行者向けコンテンツは必須提案事項とする。
- ・制作コンテンツ間でシナジー効果が生まれるように自由に提案すること。

(イ) 情報拡散手法

- ・制作コンテンツ間でシナジー効果を得られるように、雑誌や旅行誌等の媒体を通じた効果的な周知方法を提案すること。
- ・各メディアが掲載したくなるような見やすく読みやすいリリース資料を事前に作成し、本市に提出すること。

③便利な乗換え案内コンテンツの制作

(ア) 制作内容

- ・「手ぶら観光」の実用性を高めるために市内公共交通機関の乗り換え案内等と組み合わせたコンテンツを提案すること。

(イ) 情報拡散手法

- ・「手ぶら観光」の実用性を高められる提案をすること。

(4) 報告・協議

受託者は、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成の上、本市に報告すること。

- ① 動画別の再生回数、広報活動量などについて、月次推移や増減要因、数値目標の達成状況などを把握しやすいよう、グラフなどを活用して分かりやすく報告すること。
- ② 上記(3)①の作成に活用した基礎データ等を分析し、動画内容の改善、より効果的な広報の手法・スケジュール等について、積極的に提案すること。
- ③ 協議中等の制作過程の動画については、その状況と今後のスケジュール等を報告すること。
- ④ 日々、市政情報の入手・把握に努めた上で、今後の映像制作の企画について、積極的に提案すること。

(5) その他

① 納品物について

本提案に係る完成(作成)物はいずれも本市に帰属し、使用することを認めること。例：動画に係る著作権、作成チラシ、HP掲載データ等

② プレスリリースについて

(3)①を実施する際は、動画制作の背景となる市政情報を含んだリリース資料を配信の7営業日前までに作成し、本市に提出すること。

## 6 委託金額の範囲

「5 委託業務の詳細」に記載した業務全て(業務の提供に当たり発生する付帯作業(※)に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする。)。したがって、追加費用は一切

請求できない。

※過去の実績として実際に発生した付帯作業として以下のような例がある

- 出演者の衣装，メイク，移動に係る交通費等
- 事業内容を説明するパネル
- 飲食する撮影時の飲食費
- 本市職員等以外の出演者の出演費

## 7 支払方法

委託業務の終了後，受託者の適法な請求に基づき，30日以内に支払うものとする。

## 8 特記事項

- 本業務を開始するに当たっては，本市と事前に十分な調整を行うこと。
- 業務遂行に際し，疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については，双方協議のうえこれを定めるものとする。
- 受託者は，契約期間中及び契約期間後において，本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受託者は，本市の文書による承認を得なければ，契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。），契約に係る権利を第三者に譲渡し，又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また，再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には，本市は再委託について承認しない。
- 受託者は，本業務の実施のために創作した著作物について，委託期間終了後，本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- 受託者は，本業務の実施のために創作した著作物について，委託期間終了後，著作者人格権の行使はしないものとする。
- 本仕様書に記載されている事項の他，京都市契約事務規則に基づくこと。
- 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は，京都市と協議し，その決定に従うこと。